

国民年金保険料の納付は「口座振替」が “便利”で“お得”です！

国民年金は、国内に住所がある20歳から60歳未満の方が国籍に関係なく加入し、高齢になったときや事故・病気で障害が残ったときなどにも安心して暮らせるように、お互いを支えあう制度です。

保険料の納付は、安心、便利、簡単、お得な口座振替をご利用ください。



保険料の前納割引

保険料を前払い(前納)すると保険料が安くなります。また、口座振替ではさらに保険料が安くなります。

◇口座振替には1カ月の前納制度があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が50円安くなります。

◇6カ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。(口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に振り替えます)

◇1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。(口座振替の場合は、4月末に振り替えます)

保険料納入額早見表(口座振替の場合)

納付方法 (保険料額は20年度の額)	1カ月分		6カ月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(現金・口座振替)	14,410円		86,460円		172,920円	
毎月振替(早割)	14,360円	50円	86,160円	300円	172,320円	600円
6カ月前納(現金納付)			85,760円	700円	171,520円	1,400円
6カ月前納(口座振替)			85,480円	980円	170,960円	1,960円
1年前納(現金納付)					169,850円	3,070円
1年前納(口座振替)					169,300円	3,620円

口座振替の申し込み方法

◎口座振替申出書に必要な事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、大月社会保険事務所にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関の窓口にご提出いただいても結構です。

◎前納のお申し込みは、①1年度分及び上期6カ月分(4月分～9月分)は山梨県社会保険事務局大月事務所にお問い合わせください。また、②下期6カ月分(10月分～翌年3月分)は8月末までに、社会保険事務所必着となるようにお早めにお申し込みください。

◎原則として、初めて口座振替で1カ月の前納(早割)を申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分の保険料を引落としとさせていただきます。その後は当月分(50円割引)の1カ月分の引落としとなります。また、初めて口座振替で1年度分の前納を申し込まれた方は13カ月分(3月分+4月分～翌年3月分)を、6カ月分の前納を申し込まれた方は7カ月分((3月分+4月分～9月分)又は(9月分+10月分～翌年3月分))の保険料を引落としさせていただきますので残高不足にご注意ください。

◎すでに口座振替で前納されている方(引き続き第1号被保険者である方)は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

クレジットカード納付

平成20年2月から、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能となりました。

クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が社会保険庁に立替納付を行います。(クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません)

希望する方は、社会保険事務所へお申し込みください。クレジットカード納付では口座振替による毎月振替【早割】は適用されません。また、6カ月前納・1年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

問合せ先 社会保険事務局大月事務所 ☎(22)5837
市民生活課 国民年金担当